

令和5年5月25日

## 令和5年5月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

## 石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月25日（木）午後1時25分から午後2時
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （11人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕  
2番 久米 基敬  
4番 笠井 義晴  
5番 吉浦 武夫  
8番 藤井 利夫  
9番 中村 恒夫  
10番 吉村 忠  
12番 大西 佐知子  
13番 加藤 賢司  
14番 井内 茂種

### 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第27号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について

局長 それでは、ただいまより令和5年5月石井町農業委員会総会を開会いたします。  
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、3番黒住委員、6番山口委員、11番葉内委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は4番笠井委員、10番吉村委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第27号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第27号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、石井町長より、令和5年5月2日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が22件、更新が20件、農地中間管理権の新規が1件、更新が2件で、合計45件、130筆、119,290.23㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に農用地利用集積計画(案)の利用権を設定する者に会長である私が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づく議事参与の制限により当議案の審議開始から終了まで退席いたします。

また、同法第5条第5項の規定により、本議案につきましては、加藤会長職務

代理が議長となります。

加藤会長職務代理よろしく申し上げます。

(矢部会長退席、加藤会長職務代理が議長として議事進行)

議長 それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
議案第27号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは矢部会長、入室してください。  
(矢部会長着席、議長として議事進行)

議長 次に議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については3件です。  
(議案書に基づいて内容を説明)  
受付番号88から90については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。  
なお、受付番号90は、議案第29号、農地法第5条許可申請、受付番号91の営農型太陽光発電と一体の案件のため説明させていただきます。  
(議案第29号、受付番号91について説明)  
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号88及び89は申請地が高川原字南島で譲受人が同一の申請であります。  
つきましては、地区担当の14番井内委員に一括して、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第28号、受付番号88と89については、譲受人が同一である一連の案件であるため、一括して説明いたします。

5月15日に加藤職務代理と大西委員、私の3名で譲受人と農地法第3条第1項に規定する所有権移転について、現地確認及び聞き取りを行いました。

申請地は、受付番号88が高川原字南島〇〇〇番〇、登記が田、現況が畑、416㎡、譲渡人〇〇〇〇氏、受付番号89が字南島〇〇〇番〇、登記が田、現況が畑、120㎡、譲渡人〇〇〇〇氏、2件とも売買で、譲渡人は県外に居住しております。

受付番号88と89の農地の合計は536㎡です。

譲受人は、ほかに農地を所有しておりませんが、以前から申請地を耕作していたとお聞きしております。

譲受人の農業作業歴は15年で、妻とともに耕作を行っていたとのことです。

申請地では、じゃがいもなどを栽培する予定です。

農機具はトラクター〇台、軽トラック〇台を所有しております。

農作業には、譲受人と妻が年間150日従事するとのことです。

申請地は、コンクリート擁壁で囲われており、境界が明確であります。

本件は許可相当と考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号88及び89について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号88及び89は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第28号、受付番号90及び議案第29号、受付番号91については、営農型太陽光発電にかかるとの申請でありますので、一括して審議いたします。

高川原字高川原の担当であります13番加藤会長職務代理に一括して、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第28号、農地法第3条許可、受付番号90及び、議案第29号、農地法第5条許可、受付番号91については、営農型太陽光発電設備の設置に係る申請人が同一の案件であるため、一括して説明いたします。

5月15日に大西委員と井内委員、私の3名で、地上権設定、使用貸借の借人と

現地調査を行いました。

始めに、受付番号90について、申請地は営農型太陽光発電を開始して6年を経過しようとしております。

毎年、赤しそを作付けして販売しているとのことですが、今年は雨天のため、種まきができておりませんでした。この後、種をまき、夏には出荷の予定とのことでした。

申請地は除草されており、東側の田に影響はないと思われまます。過去に申請地が原因で周囲とトラブルが起こったことはありません。今後も作付けができる状態でした。

続きまして、受付番号91は、太陽光発電設備の設置に伴う支柱部分等の一部転用で、3年間の使用貸借による地上権設定であります。

太陽光発電設備については、何ら問題はないと思われまます。

赤しその栽培に取りかかってから6年、十分な経験もあると思われまます。

営農型太陽光発電設備にかかる一時転用の期間は3年以内で、通常の収量の8割以上がないと撤去を命令される可能性があることを承諾しております。

以上のことから、問題はないと思われまます。

皆様の審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号91の申請地は、農用地区域内の第1種農地です。

太陽光発電設備の下部で赤しその栽培をおこなう営農型太陽光発電用地として、3年間の一時転用が許可された案件を再度3年間、一時転用するための申請です。

農業振興地域整備計画達成上の意見書では、整備計画の達成上特に支障がない旨の意見が述べられております。

概要につきましては、ただいま加藤会長職務代理が説明されたとおりです。

前回の申請の許可期限が、令和5年6月20日であるため申請されました。

農地の一部転用の対象は、太陽光発電設備の支柱部分と引込柱の部分です。

許可の対象となる期間は令和5年6月21日から令和8年6月20日までです。

営農型太陽光発電設備の支柱は最低地上高2m、間隔は2.9m以上で設置されており、営農において特に支障はありません。

現在、太陽光発電設備は適切に運用されております。

一時転用許可における確約書では、営農が行われない場合または発電事業が行わなくなった場合は速やかに設備を撤去する旨が述べられております。

現状回復計画書も適切であり、撤去費用が十分であることが預金残高証明書で確認できます。

雨水排水対策として排水溝を設ける等の対策を行い、周辺地域に被害がないよう注意する旨が申請書に記載されております。

これに関連した高川原水利組合の取水及び排水の同意書も添付されております。  
営農型発電設備の下部の農地における農産物の状況は、5月24日時点では耕耘されており、5月中に赤しその種を蒔く予定であることを行政書士及び申請者から確約を得ております。

申請内容、添付書類等から許可やむを得ないものと考えております。  
以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。  
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(9番中村委員質問)

9 番 この案件は第1種農地に太陽光発電設備を設置するとのことですが、問題はないのですか。

事務局 太陽光発電設備の下部で耕作が行われている営農型太陽光発電であるため、問題はありません。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見なし)  
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。  
議案第28号、受付番号90について原案のとおり決定し、議案第29号、受付番号91については、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号90について原案のとおり決定し、受付番号91は許可相当という意見を県知事に送付いたします。  
なお、一体の案件でありますので、受付番号90の許可は受付番号91の許可を待って行うことといたします。

議 長 次に議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、2件申請がありました。

なお、受付番号91については、先ほど説明いたしましたところでございます。  
(議案書に基づいて内容を説明)  
受付番号92については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、受付番号92について、浦庄字諏訪の担当であります3番黒住委員が欠席しておりますので、5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明を代読願います。

5番 それでは、議案第29号、受付番号92について代読いたします。  
5月16日に吉浦委員と私で申請地に出向き、申請者の代理人と聞き取り及び現地確認をいたしました。

申請地は、浦庄字諏訪〇〇〇番〇、登記簿が田、現況が畑で、面積は330㎡、使用貸借となっております。

借り人は現在、実家を拠点として農業を行っておりますが、子の誕生により独立した農家住宅を建設して農業に従事するため、この申請地を住宅用地に転用することとしたとのことです。

雑排水は浄化槽を通して北の用水路に放流することになっております。

麻名用水土地改良区の意見書及び放流同意書が添付されております。

土地使用貸借契約書、都市計画法適合証明書も添付されております。

以上のことから許可相当と考えられます。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長から補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号92の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま黒住委員の説明を吉浦委員が代読されたとおりです。

転用目的は、借人が申請地に農家住宅を建設するために転用するものです。

申請地は、南側が町道、東側が貸人の住宅地、西側と北側は貸人の農地です。農地との境界は擁壁を新設し造成します。

水道は南側町道を通る水道管から引き込みます。

また、北側の麻名用水土地改良区の用水路まで排水路を設置して浄化槽の水を流します。

麻名用水土地改良区の意見書と放流同意書が添付されております。

融資証明書により十分な資金があることが確認できます。

都市計画法適合証明書の写しが添付されております。



近隣農地等に被害が生じた場合は、申請者の責任において防止対策をすることが申請書に明記されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、問題はないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号92について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号92は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に議案第30号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願については2件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号93及び94については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。受付番号93及び94については、同一の被相続人にかかる一連の案件でありますので、石井字白鳥の担当委員であります1番田幡委員に現地調査の結果並びに説明を一括してお願いします。

1番 議案第30号、受付番号93及び94の相続税の納税猶予にかかる納税猶予にかかる適格者証明願について説明いたします。

5月13日に久米委員と私で申請者立ち会いのもと、現地視察及び聞き取りをして参りました。

受付番号93及び94の申請者は夫婦で、母親の死亡により、相続人である2人が農地を分割して相続し、その内の市街化農地について納税猶予を受けるものです。

申請地は議案書のとおりで、申請地とそれ以外の農地で夫婦は農業を営んでおります。

現地確認では、水稻や枝豆などを作付けし、農地として適切に管理されていることを確認しました。

今後も農業を継続されるとのことですので、適格者証明の交付については、問題ないと考えます。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号93及び94について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号93及び94は、適格者として証明書を交付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもって、令和5年5月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。